

31 観 文 第 7 号
平成 31 年 4 月 16 日

あいちトリエンナーレ実行委員会
会 長 犬 村 秀 章 様

名古屋市長 河村 たかし



あいちトリエンナーレ実行委員会負担金交付決定通知書

平成 31 年 4 月 1 日付け 31 国芸祭第 1 号で申請のありましたみだしの負担金については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 171,024,000 円
- 2 交付年月 概算払とし、次表のとおり交付する。

(単位：円)

交付年月日	平成31年4月26日	平成31年7月19日	平成31年10月18日
交付金額	65,246,000	71,976,000	33,802,000

3 交付の条件

- (1) 負担金は、負担金の対象となる事業（以下、「事業」といいます。）以外の経費に充当できません。
- (2) 事業の内容及び予算額の変更（20%以内の軽微な変更を除きます。）ならびに事業を中止または廃止をしたときは、速やかに市長に報告し、その承認を受けていただきます。市長は、当該変更が適当でないとき、これを修正させることができます。
- (3) 事業が予定期間内に完了しない場合または当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告するとともに、その指示を受けていただきます。
- (4) 市長は、負担金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、負担金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、またはその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更する場合があります。
- (5) 事業が完了したとき（市長による事業の廃止の承認を受けたときを含みます。）は、事業の成果を記載した実績報告書及び収支決算書を、速やかに市長に報告しなければなりません。

- (6)市長は、事業の完了または廃止に係る事業の成果の報告を受けた場合において、提出された書類の審査等により、事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、負担金の額を確定します。その精算の際、すでにその額をこえる負担金が交付されているときは、市長の定める額を返還しなければなりません。
- (7)負担金を他の用途への使用した場合や、事業に関して負担金の交付の決定の内容またはこれに附した条件その他法令またはこれに基く市長の処分に違反したときは、負担金の交付の決定の全部または一部を取り消す場合があります。この場合、交付した負担金の全部または一部の返還を命ずることがあります。
この規定は、事業について交付すべき負担金の額の確定があった後においても適用があるものとします。
- (8)市長は、負担金の対象となる事業に関し報告させ、または市職員にその事務所等に立ち入らせ、帳簿、書類、その他の物件を検査もしくは関係者に質問させることができます。
- (9)前項の証拠書類、帳簿等は負担金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から、5年間保管しなければなりません。

(名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化振興室)